

第3回ブラジル・ビジネスロー研究会

日本企業の視点から見る留意点と 本日の研究会の総括

2014年3月31日

森・濱田松本法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士 梅津英明
(hideaki.umetsu@mhmjapan.com)

視点

ブラジルにおける日本企業又は日系企業として、コンプライアンス・危機管理の観点（特に腐敗防止の観点）から、特に留意すべき点はあるか。

障害

- ✓ 言語の問題
 - ✓ 文化の問題
 - ✓ 現地慣習等の問題
 - ✓ 日本人駐在員の少なさー管理・監督の問題
 - ✓ 日本の本社が要求する内容と現地の状況との不整合
-

リスクはどこにあるか

- ✓ ブラジル人従業員や合弁相手・提携相手への依存
 - ✓ エージェント・代理店・コンサルタント等への依存
 - ✓ 言語の問題によるコミュニケーション不足
 - ✓ 従業員等の管理体制・モニタリングに手が回らない
 - ✓ 慣習
 - ✓ 日本の本社が要求する内容が現地で機能しない
-

疑わしい兆候・日常業務上の留意点

- ✓ ブラジル人従業員やエージェントが公務員と接触
 - 言葉の壁により、内容の把握が困難
 - メールのcc等に入っているが、黙認(本社をccに入れる場合も要注意)
 - ✓ 同一従業員が同じポジションを長年担当
 - 限られた人員での運用する難しさ
 - ✓ コンサルティング契約・エージェント契約等
 - 業務と対応しないコミッション・成功報酬(⇔タイムチャージ)
 - サービス内容が曖昧
 - オフショア口座に支払を求める
 - ✓ 帳簿類
-

効果的な対応策

✓ コミュニケーションの重要性

- ブラジル人従業員との十分なコミュニケーション(但し、肩入れしすぎない)
- メールの内容も十分に確認→言語の問題があれば必要な工夫
- 本社・統括会社等とのコミュニケーションの重要性(違反発見時の対応)

✓ 制度設計(予防措置)ー運用にも注意

- 日本の本社の制度が機能しない場合ー「適切な」ローカライズの必要性
- 違反撲滅に関する明確なメッセージ(コミットメント)

✓ 内部監査

- ブラジル人従業員を含めた広範な聞き取り調査(他の従業員の不満による発覚も)
 - 聞き取り調査だけでなく証憑・メールも(インボイスと領収書は両方)
 - 必要に応じてメールもレビュー対象とする
 - 専門家との協働
-

まとめ

本日の総括

ご清聴ありがとうございます

※セミナーに関する質問等、ご遠慮なく、お電話・メール等でご連絡下さい。

パートナー弁護士

梅津英明(うめつひであき)

hideaki.umetsu@mhmmjapan.com

Tel:03-6212-8347



東京大学法学部、米国シカゴ大学ロースクール(LL.M)卒業。2006年から1年間、経済産業省経済産業政策局組織課に出向(課長補佐)(会社法、M&A等担当)し、また2009年から1年間、米国Davis Polk & Wardwell法律事務所で執務。2011年より、成蹊大学法学部講師。ニューヨーク州弁護士登録(2010年)。国際法曹協会(IBA)や環太平洋法律家協会(IPBA)においても、スピーカーを始め、活発な活動を行っている。

会社法・証券法等を専門とし、特に日本企業による海外進出やクロスボーダーの企業買収・組織再編(M&A)に強みを有する。中でも、ブラジル・メキシコ等の中南米各国、ベトナム・インドネシア・ミャンマー・タイ等のアジア各国、トルコ等のその他新興国における案件に多くの経験を有する。

主な著書・論文に、「ブラジル・メキシコへの進出と法的留意点」(企業会計・2013)、「新興国投資における投資協定の活用」(国際商事法務・2013)、『アジア新興国のM&A法制』(編者兼執筆者・商事法務・2013)、「クロスボーダーM&Aの法制と実務上の諸論点」(一橋ビジネスレビュー2013年SPR)等多数。その他クロスボーダーM&A・新興国進出法務に関する講演多数。